

○越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年12月21日

条例第50号

改正 平成28年3月23日条例第1号

平成30年9月28日条例第54号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の定めるところによる。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同欄に掲げる機関の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に定める特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステ

ムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第54号)

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第34号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

2 市長	越谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第32号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	越谷市重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第22号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	越谷市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第17号）による市営住宅の管理に関する事務（法別表第1の19の項に係るものを除く。以下同じ。）であって規則で定めるもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	介護保険居宅サービス利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による助産施設における助産の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若し

		くはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導若しくは健康診査に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	公営住宅関係情報であって規則で定めるもの

	の	
5 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
6 市長	越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、生活保護関

		<p>係情報、地方税関係情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
7 市長	<p>越谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
8 市長	<p>越谷市重度心身障害者手当支給条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

<p>9 市長</p>	<p>越谷市営住宅設置及び管理 条例による市営住宅の 管理に関する事務であっ て規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報、生活保護関 係情報又は地方税関係情報で あって規則で定めるもの</p>
<p>10 市長</p>	<p>生活に困窮する外国人に 対する生活保護の措置に 関する事務であって規則 で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による小児慢性特 定疾病医療費、療育の給付、 障害児通所給付費、特例障害 児通所給付費若しくは高額障 害児通所給付費の支給に關す る情報、障害者関係情報、生 活保護関係情報、地方税関係 情報、公営住宅関係情報、国 民健康保険法若しくは高齢者 の医療の確保に関する法律に よる医療に関する給付の支給 若しくは保険料の徴収に關す る情報（以下「医療保険給付 関係情報」という。）、児童 扶養手当関係情報、母子及び 父子並びに寡婦福祉法（昭和 39年法律第129号）によ る資金の貸付け若しくは給付 金の支給に関する情報、特別 児童扶養手当等の支給に關す る法律（昭和39年法律第1 34号）による特別児童扶養 手当、障害児福祉手当若しく</p>

は特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるものの

1 1 市長	介護保険居宅サービス利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの